

岩手県告示第 358 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 4 月 3 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 340 号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡軽米町大字軽米第 18 地割字尾田 76 番 1 地先から 60 番 1 地先まで	新	m 68.0～13.0	m 260.0
	旧	69.4～21.8	260.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 二戸地方振興局土木部
- (2) 期間 平成 21 年 4 月 3 日から同年 5 月 3 日まで